



教育・保育認定利用案内 (企業主導型保育施設利用者用)



企業主導型保育施設の地域枠を利用し、無償化の対象となる場合、市に申請をして「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

また、無償化対象とならない場合でも地域枠・従業員枠で企業主導型保育施設を利用するときには、認定が必要になる場合があります。詳細については、利用施設にご確認ください。認定が必要な方は、この案内に沿って手続きをお願いいたします。

すでに認可保育所等の利用申込をし、教育・保育給付認定を受けている方で支給認定証の発行を希望する場合には保育課までお問い合わせください。

教育・保育認定について

「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれます。認定区分は次のとおりです。

1号 …満3歳以上・教育認定

2号 …満3歳以上・保育認定

3号 …満3歳未満・保育認定

企業主導型保育施設の地域枠を利用し、無償化の対象となる場合、「2号」、「3号」の認定（保育認定）を受ける必要があります。認定を受けるには、P.2で案内する「保育を必要とする事由」が必要です。

《教育・保育給付認定の有効期間について》

2号（満3歳以上・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間が、3号（満3歳未満・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。教育・保育給付認定の申請後に、認定できるかの審査を行い、教育・保育給付認定に係る事項を記載した通知書を交付します。教育・保育給付認定を受けた方で、支給認定証の交付を希望された方には、併せて支給認定証を交付します。

必要書類について

申込みの際には、利用開始希望日の前月18日（18日が土曜、日曜、祝日等の閉庁日の場合は前開庁日）までに以下の書類をご提出ください。

※申請締切日までに間に合わない場合は保育課までご相談ください。

- ① 流山市教育・保育給付認定申請書
- ② 保育を必要とする事由を確認するための書類 ※ P.3 をご参照ください。
(父母分必要です。ひとり親の場合は戸籍謄本または調停申立書等をご提出ください。)
- ③ 支給認定証交付申請書 (必要な方のみ)

※必要書類は市ホームページからも入手が可能です。 →



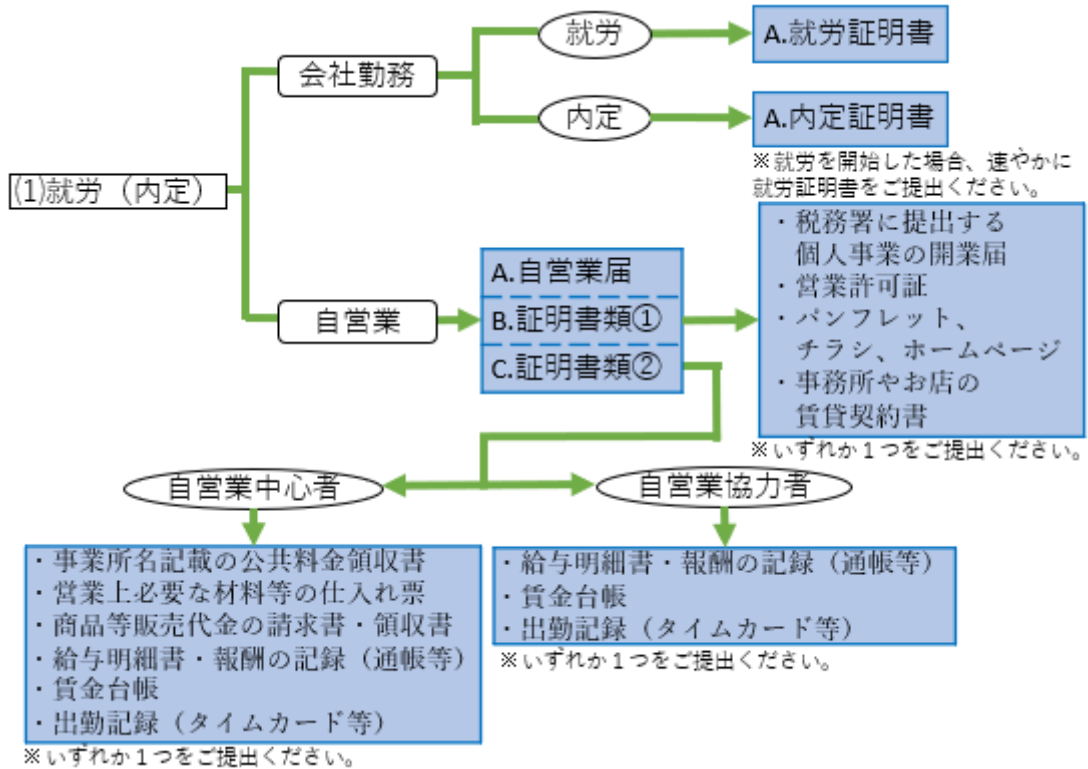
保育を必要とする事由について

<対象者> ◆児童と同居している父 ◆児童と同居している母
教育・保育給付認定の申請をする際は、保護者の保育を必要とする事由を確認いたします。

(1) 保育認定事由と認定期間

保育を必要とする事由	申込要件(保育ができない要件)に該当する方	通所できる期間(認定有効期間)
1. 就労	常態として1日4時間以上かつ月16日以上就労中の方	就労されている期間
2. 妊娠・出産	右記の産前産後期間に該当する方	出産予定月の前2か月と後2か月の5か月の期間
3. 疾病・障がい	疾病や負傷中の方	療養が必要な期間
4. 看護・介護	同居の親族で疾病又は障がいを有する方を長期にわたり常時介護している方	介護等が必要な期間
5. 災害復旧	震災、風水害、火災等で家屋が失われまたは損傷を受け、その復旧に当たられている方	復旧に必要な期間
6. 求職活動	「1. 就労」の申込要件を満たす仕事を探されている方	入所月を含む3か月間
7. 就学	就労する為に、常態として1日4時間以上かつ月16日以上就学されている方	卒業または退学した月の月末までの期間
8. 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	必要な期間
9. その他	上記1～8に類する状態にある方	必要な期間

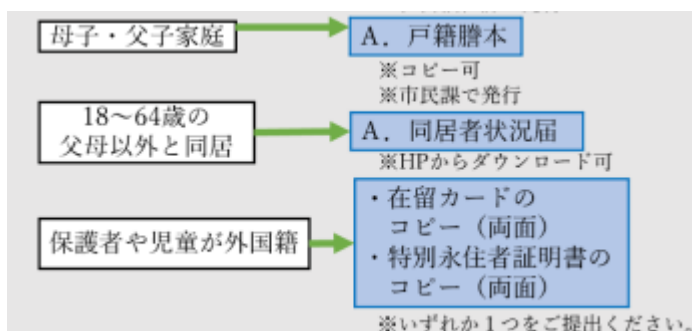
(2) 保育を必要とする事由を確認するための書類



- (2) 求職 → A. 求職活動申告書
 ※内定を得た場合、速やかに内定証明書をご提出ください。
 ※就労を開始した場合、速やかに就労証明書をご提出ください。
- (3) 出産 → A. 出産予定届
 B. 母子手帳のコピー (表紙・分娩予定日)
- (4) 疾病 → A. 医師が発行する診断書
- (5) 障がい → A. 障がい者手帳のコピー
- (6) 介護 → A. 介護状況申告書
 B. 介護保険被保険者証等のコピー
- (7) 就学 → A. 就学状況申告書
 B. 在学証明書
 C. 時間割表
- (8) 離婚調停 (裁判) 中で証明書が提出できない場合 →
 - 調停申立書のコピー
 - 呼出状のコピー
 ※いずれか1つをご提出ください

※住民票・居住実態が別々でない場合は、ひとり親としての審査にはなりません
 ※母 (または父) は(1)~(7)のいずれかを用意し、父 (または母) は(8)を用意してください
 ※協議離婚に向けての話し合いをされてる場合は、父母ともに(1)~(7)のいずれかを用意してください。書類がない場合は求職として取り扱います
 ※DV等特別な事情があり、書類が提出できない場合はご相談ください

(3) 該当する場合のみ必要となる資料



認定内容の変更の届出について

教育・保育給付認定を受けた後に住所変更や世帯状況（認定されている状況）等が変更になる場合は、認定変更事由が発生する月の前月18日までに以下の書類をご提出ください。

- ① 内容変更届
- ② 教育・保育給付認定 認定変更申請書
- ③ 保育を必要とする事由を確認するための書類 ※ P.3 をご参照ください。
- ④ 支給認定証交付申請書（必要な方のみ）

届出内容を確認した結果、認定内容に変更が生じた場合、支給認定証の交付を希望している方には 新たな支給認定証を交付します。

児童が3歳に到達するため2号認定の支給認定証が必要な場合

すでに3号認定を受けていて、児童が3歳に到達するため2号認定の支給認定証が必要な場合は、3号認定終了日（3歳の誕生日の2日前）の1ヵ月前から3号認定終了日までに、支給認定証交付申請書をご提出ください。

現況届について

認定されている状況に変更がないか、年に1度確認のため書類の提出を求めさせていただきます。提出がない場合や要件を満たさない場合、認定を取り消しさせていただくことがあります。

問い合わせ
流山市 子ども家庭部 保育課
〒270-0192 流山市平和台 1-1-1
TEL:04-7150-6124